

# 都城市DX推進計画

～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指して～

## 目次

1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	背景	1
4	計画の方向性	2
5	デジタル人財の確保・育成	6
6	推進体制	7

# 1. 趣旨

都城市では、我が国が直面する人口減少、少子高齢化等の多様な課題に対して、デジタル技術を活用し「市民サービスの質を向上」させ、さらに「業務の効率化」を図ることを目指し、国の様々な法律（デジタル社会形成基本法やデジタル手続法等）、デジタル庁の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、内閣官房の「地方創生2.0基本構想」、総務省の「自治体DX推進計画」の策定等を基に、「都城市DX推進計画」（以下、「本計画」という）を策定し、デジタル化に取り組みます。

# 2. 計画の位置づけ

本計画は、本市が取組を進めるデジタル化の方向性を示すとともに、総合的な計画及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定されている、本市の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画としても位置づけを行います。

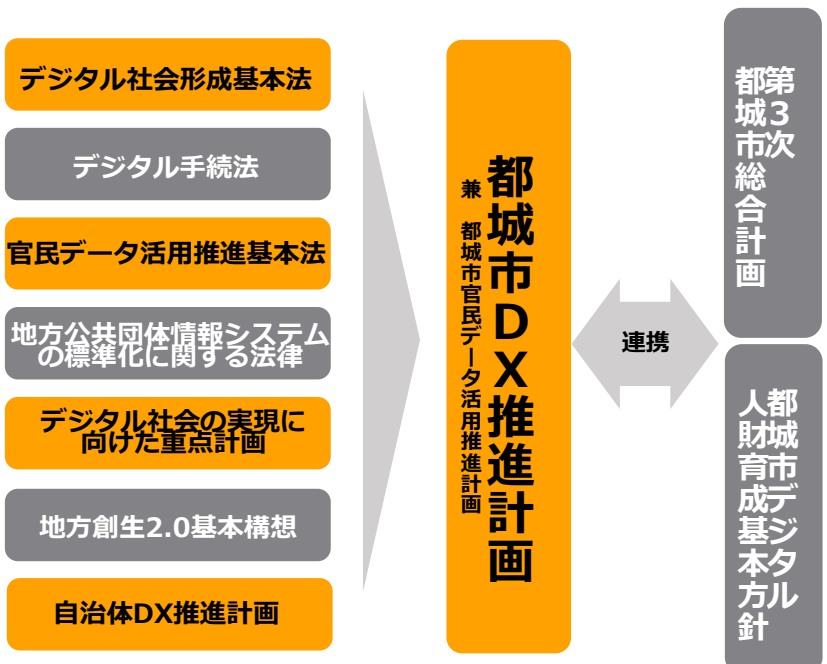
# 3. 背景

## 【国の動向】

- ◆ 2016年12月 官民データ活用推進基本法
- ◆ 2020年12月 総務省「自治体DX推進計画」策定
- ◆ 2021年 6月 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」策定
- ◆ 2021年 9月 デジタル庁設立
- ◆ 2023年12月 総務省「人材育成・確保基本方針策定指針」策定
- ◆ 2024年 6月 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」策定

## 【本市の取組】

- ◆ 2019年 8月 都城市デジタル化推進宣言
- ◆ 2021年 2月 都城市デジタル化推進宣言2.0にアップデート
- ◆ 2021年 4月 市長がCDO（最高デジタル責任者）に就任
- ◆ 2023年 4月 都城市スマートシティ推進条例を施行
- ◆ 2024年 1月 都城市行政手続オンライン化宣言
- ◆ 2025年 9月 CAIO（市長）・CAIO補佐官（外部人材）を設置



## 4. 計画の方向性

### (1) 基本的な考え方

#### ～デジタル化は市民目線になっているか～

デジタル化こそアナログで！市民に寄り添った支援を行い市民が使いやすい技術を活用する

#### ～デジタル化は目的ではなく手段となっているか～

市民サービスの向上及び市の発展が目的

#### ～非効率をデジタル化していないか～

無駄な部分をデジタル化することなく、業務改革とセットで考える

#### ～完璧を求めすぎていないか～

過度に完璧さを求めず、スピーディに実行し、改善を繰り返しながら、より良いサービスを提供する

#### ～ルール変更前提で取り組んでいるか～

時代に合わないルールは積極的に見直す

#### ～課題が解決されるデジタル化であるか～

現場目線で課題を把握し、その解決のためにデジタル技術を活用する

## (2) 3つの基本方針

デジタル化を推進していくに当たっては、前述の6つの考え方を基に「都城デジタル化推進宣言2.0」の3つの基本方針を推進していきます。

### 基本方針 1 市民サービスにおけるデジタル化の推進

- 市民の利便性向上を図りながら、住み良いまちを創ります。

### 基本方針 2 自治体経営におけるデジタル化の推進

- 根拠に基づいた施策を実行するとともに、効率的な自治体経営を志向します。

### 基本方針 3 地域社会におけるデジタル化の推進

- 産業振興や生活の質の向上を図ることで、豊かで持続可能なまちづくりを実現します。

### (3) 基本方針をふまえた取組

3つの基本方針の実現に向け、以下のような取組を行います。

<b>基本方針 1</b> <b>市民サービスにおけるデジタル化の推進</b>	<b>基本方針 2</b> <b>自治体経営におけるデジタル化の推進</b>	<b>基本方針 3</b> <b>地域社会におけるデジタル化の推進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>1-1 マイナンバーカードの取得支援・利用の推進</li><li>1-2 自治体行政手続のオンライン化</li><li>1-3 B P R の取組の徹底</li><li>1-4 自治体フロントヤード改革の推進</li><li>1-5 公金収納におけるeL-QRの活用</li><li>1-6 自治体の広報のオンライン化</li><li>1-7 公共施設予約のオンライン化</li><li>1-8 自治体窓口のデジタル化</li><li>1-9 A I チャットボットの導入</li><li>1-10 行政分野におけるキャッシュレス化</li><li>1-11 学校におけるデジタル化</li><li>1-12 消防・救急におけるデジタル化</li><li>1-13 その他、市民サービスにおけるデジタル化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>2-1 地方公共団体情報システムの標準化</li><li>2-2 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進</li><li>2-3 自治体のA I の利用推進</li><li>2-4 テレワーク の推進</li><li>2-5 セキュリティ対策の徹底</li><li>2-6 ペーパーレス化及び電子文書管理・電子決裁の推進</li><li>2-7 W e b 会議の活用推進</li><li>2-8 ロードコード・ノーコード ツールの導入</li><li>2-9 G I S の活用推進</li><li>2-10 デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し</li><li>2-11 その他、自治体経営におけるデジタル化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>3-1 デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化</li><li>3-2 デジタルデバイド対策</li><li>3-3 オープンデータの推進・官民データ活用の推進</li><li>3-4 契約事務のデジタル化</li><li>3-5 議会のデジタル化</li><li>3-6 就職・移住のデジタル化</li><li>3-7 農業のデジタル化</li><li>3-8 その他、地域社会におけるデジタル化</li></ul>

#### (4) 都城市スマートシティ推進条例

都城市では、企業等の活動も含めて安心・安全なスマートシティ構築を目指すため、「都城市スマートシティ推進条例」を制定しました。

G20 Global Smart Cities Allianceが世界的基準として掲げる「スマートシティにおける5つの原則」を英語表記のまま盛り込んでおり、世界経済フォーラム第四次産業革命日本センターと連携し、本市独自の解釈を作成しました。

原則	解釈
<b>Equity, Inclusion &amp; Societal impact</b>	デジタル技術による社会課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく、自らの能力を発揮して社会に参画可能となる環境を整備すること
<b>Transparency &amp; Privacy</b>	情報の活用主体、目的及び内容の透明性を確保し、個人情報及びプライバシーの保護を図ることで、安全で安心な社会環境を整備すること
<b>Operational &amp; Financial Sustainability</b>	デジタル技術の活用においては、運用上及び財政上の持続可能性を確保すること
<b>Safety, Security &amp; Resiliency</b>	災害、事故その他の非常事態が生じた場合において、被害の最小化及び迅速な復旧を図り、スマートシティの都市機能を維持するよう努めること
<b>Interoperability &amp; Openness</b>	データ連携基盤の構築及び運用に当たっては、分野や地域を越えたデータの交換や利活用を可能とし、開かれたデータの流通環境を確保すること

## 5. デジタル人財の確保・育成

### (1) 基本的な考え方

都城市がデジタル化を推進する上で真に必要とするのは、単にデジタルツールを使いこなす人財ではなく、組織と業務そのものをデジタル技術も活用しながら変革できる人財です。現場の課題を深く理解し、「変えたい」という強い意志を持って変革を推進できる人財を確保・育成します。

### (2) デジタル人財の確保

DXアドバイザーやCAIO補佐官の任用等、専門的な知見を持った外部人材を活用し、デジタル化を推進します。

### (3) 目指すべきデジタル人財像

「都城市デジタル人財育成基本方針」で定めるデジタル人財の育成を推進します。

階層	目指すべき人財像	マインド	スキル
管理職 (副課長以上)	変革の必要性を理解し、組織の変革を主導できる人財	チャレンジする職員を評価できるマインド	データを活用した政策判断ができるスキル
DX推進リーダー	変革に係る企画・調整を主導できる人財	率先垂範し変革を志向するマインド	課題を把握し、適切なツールを選択できるスキル
全職員	業務変革にチャレンジができる人財	積極的に情報収集を行い、前例踏襲にとらわれないマインド	セキュリティを正しく理解し、ツールを適切に活用できるスキル
デジタル 統括課職員	業務変革の企画提案・調整を統括できる人財	現場から問題・課題を発掘し、積極的に変革を提案するマインド	ツールの選定・導入・開発に係るマネジメントができるスキル

### (4) 具体的な取組

- ・ 総務省アドバイザー制度等を活用したデジタル人財育成研修の実施
- ・ DXエヴァンジェリスト養成事業（ITパスポート資格取得支援）の実施
- ・ DX推進リーダー育成（総括・デジタル化推進担当を充て、毎年30人規模育成（延べ人数））
- ・ 継続的スキルアップ支援（研修・視察・OJT等）を実施
- ・ 組織文化の醸成（首長発信・人事評価制度活用）

## 6. 推進体制

### (1) 都城市デジタル統括本部

最高デジタル責任者(以下「CDO」という。)を市長とする「都城市デジタル統括本部」を設置し、全部局が同じベクトルを向いてデジタル化推進を図る体制を構築しました。

### (2) 都城市デジタル統括委員会

次の事項について、調査研究及び審議します。

- ① デジタルに係る基本的な方針の策定に関すること
- ② デジタル化に係る推進体制に関すること
- ③ 全庁的なデジタル化推進に関すること
- ④ 民間事業者等とのデジタル化に係る連携協定締結に関すること
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、デジタル化の推進に必要な事項に関すること

### (3) 専門部会及びワーキンググループ

実務者で実務的な課題を検討します。

#### デジタル統括本部

最高デジタル責任者（CDO）：市長  
副デジタル責任者（副CDO）：副市長（総括担当）

委員：副市長（事業担当）、部長、上下水道局長、教育長、教育部長、消防局長及び議会事務局

#### デジタル統括委員会

委員長：総合政策部長  
副委員長：総務部長  
委員：デジタル統括課長、総合政策課長、財政課長、総務課、職員課長、フィロソフィ推進課長、情報政策課長

#### 専門部会

#### ワーキンググループ